



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2025年8月27日（水）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

担当 横溝、竹本

内線 5031、5035

ダイヤル 052-954-6165

一 消費者トラブル情報 一

＜あいちクリオ通信 2025年8月号（No. 446）＞

「保険金で自己負担なしに住宅修理ができる」というセールスに注意！ ～台風シーズンの前後などを狙う訪問販売～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「保険金で自己負担なく住宅の修理ができる」などと言って勧誘する住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。

台風シーズンを迎えて、災害に便乗した悪質なセールスに十分注意しましょう。

相談事例

自宅を訪ねてきた業者が屋根を見て「テレビアンテナの配線の張り直しや瓦の敷き直しなどが
必要だ。工事代金は、台風の影響で劣化したと言って、施工予定場所の画像を送れば保険金が支
払われるので、実質無料で修理できる。」と言ってきた。その後も「壁も地震の影響でひび割れ
が発生したと言って保険金を受け取れば、費用を負担せずにリフォームできる。」としつこく工
事の勧誘をされたが、不安になったので断りたい。

アドバイス

- 「保険金で自己負担なく工事ができる。」と勧誘されても、**本当に保険金が支払われるかどうかは分かりません**。保険金の支払いや補償の金額は、保険会社が保険契約の内容や損害の程度、損害が生じた原因などを査定したうえで決まります。保険を使った工事を検討する場合は、**契約している保険会社や代理店に相談**しましょう。
- 一般的に損害保険は火災や自然災害などによる被害を対象としており、**経年劣化による損傷は保険金支払いの対象にはなりません**。経年劣化と知りながら、自然災害による損害であるかのよう
に、**うその理由で請求**すると、保険会社から**保険金の返還請求や保険契約の解除**をされたり、**刑事
罰（詐欺罪）に問われるおそれ**もありますので、**絶対にやめ**ましょう。
- 保険金の請求は**加入者本人が行うことが基本**です。業者から**保険金請求のサポート**を勧誘され、**高額な手数料を請求**される場合がありますので**注意**が必要です。
- 勧誘を受けて不安に思った場合や、契約トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン
☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。

国勢調査を装った不審な電話にご注意ください！！

令和7年10月1日を調査期日として、国勢調査が実施されます。
過去の調査では、調査員を装って個人情報聞き出そうとする不審な
電話に関する相談などが寄せられています。

国勢調査には預金額、収入など財産に関する質問事項はありません。

不審な電話があったときは、愛知県統計課（電話 052-954-6116）又は
消費者ホットライン（☎188）までご相談ください。

